

傍聴要領

千葉県コンプライアンス委員会

1 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、定められた時間内に、会場受付においてください。
- (2) 傍聴希望者が定員を超えた場合は、抽選とします。
- (3) 傍聴者が決定されましたら、会場受付で氏名等を記入し、会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。